

第3 その他の領域への進出

1 会社法上の社外取締役等への進出

(1) 現状と問題の所在課題

ア 社外取締役制度の現状を取り巻く現状

社外取締役については、従前より会社法に規定が置かれてはいたものの、設置義務は特になく、各社の判断に任されていた。

2014（平成26）年会社法改正（2014〔平成26〕年6月20日成立、2015〔平成27〕年5月1日施行。以下「改正会社法」）においては、企業統治の強化、とりわけ企業収益の向上を図るためのモニタリングシステムの導入につき、社外（独立）取締役の設置を義務付けるか、監査役を置かず社外取締役が中心となる監査等委員会設置会社制度を創設するかが議論された。その結果、監査役会設置会社における社外取締役の設置義務は見送られたものの、それに代わり、上場会社の場合、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を株主総会参考書類に記載するとともに、株主総会で説明し、事業報告に記載することが会社法上必要となったことから、上場会社においては、事実上社外取締役を設置せざるを得ない状況になった。

また、改正会社法を議論した法制審議会での附帯決議を受けて、東京証券取引所は、「上場会社は、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならない」ことを内容とする有価証券上場規程の改正を行い、2014（平成26）年2月10日から実施している。

さらに、東京証券取引所は、「コーポレートガバナンス・コード」を上場規程として定め（2015〔平成27〕年6月1日施行）、独立性の高い社外取締役を「少なくとも2人以上選任すべきだ」と明記し、独立社外取締役の複数化、多様性確保を求めている。

改正会社法の成立においては、附則25条において、施行2年経過後、改めて「社外取締役を置くことの義務付け等」を検討することを内容とする、いわゆる見直し条項を定めたことから、これを受けて2017年（平成29年）4月から始まった法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会において、会社法に基づく社外取締役設置の義務付けの議論が再開された（具体的には、第5回会議〔2017（平成29）年9月6日開催〕で議論された模様である）。

イ 社外監査役

1993（平成5）年の商法改正において、監査役の機能を充実強化すべく、任期を1年伸張するとともに大会社にあっては社外監査役の選任が義務づけられ、2001（平成13）年の改正では、任期は4年とされ、大会社においては資格要件が厳格化された社外監査役を半数以上とすることが義務づけられた。

新会社法においても、監査役会設置会社（監査役会を置くことを定めた会社、又は監査役会を置かなければならない会社（大会社かつ公開会社で、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除くもの）については、2001（平成13）年の改正法施行後の商法特例法を踏襲している商法を踏襲しており、監査役会の半数以上は社外監査役である必要がある。

ウ 指名委員会等設置会社

2014（平成26）年会社法改正により、監査等委員会設置会社制度が新設された関係で、従来の委員会設置会社、つまり、定款に基づき監査委員会（取締役ないし執行役の職務の執行の監査、会計監査人の選任・解任等）、報酬委員会（取締役・執行役の報酬の決定、報酬額等の決定）、指名委員会（取締役の選任及び解任に関する議案等の決定）、及び1人以上の執行役を設置している会社は、指名委員会等設置会社と名称が改められた。各委員会は取締役3人以上で構成され、そのうち、過半数は社外取締役でなければならぬため、指名委員会等設置会社の場合、少なくとも2名の社外取締役が必要である。

エ 監査等委員会設置会社

この制度は、2014（平成26）年会社法改正により新たに創設された機関設計の制度であり、監査役会に代わって過半数の社外取締役を含む取締役3名以上で構成される監査等委員会が、取締役の職務執行の組織的監査を担うという制度である。監査役会設置会社と指名委員会等設置会社の中間的性格を帯びた第三の機関設計として、上場会社の間で急速に広まりつつある形態である。

この制度を採用する場合も、3名以上の取締役で構成される監査等委員会の過半数が社外取締役でなければならぬため、少なくとも2名の社外取締役が必要である。

オ 展望及び課題

2014（平成26）年会社法改正では、社外取締役の設置義務は見送られたものの、その議論は既に再開されており、また、上場会社においては、東京証券取引所の規程の改定を通じて、社外取締役の設置が促進されている状況にある。

東京証券取引所が2017（平成29）年9月6日に発表した「東証上場会社における社外取締役の選任状況及び社外取締役を置くことが相当でない理由の開示状況について」によれば、2名以上の社外取締役を選任する上場会社（市場第一部）の比率は、2013（平成25）年の30.6%に対して、2016（平成28）年は84.9%、2017年は91.9%と急上昇している。また、2017（平成29）年において、上場会社（市場第一部）の1社あたりの社外取締役の人数は平均2.57人とあり、各社2名以上の社外取締役を選任している状況が窺われる。

また、東京証券取引所の「東証コーポレート・ガバナンス白書2017」によれば、社外取締役における弁護士等の法律専門家の人数は、独立社外取締役に関してではあるが、以下の通りとなっている。

以上を前提とすると、今後も益々社外取締役に対する需要は高まっていくことが予想され、従来弁護士が選任される機会のあった社外監査役に加え、社外取締役もまた、弁護士の活躍の場となることが、我々弁護士の立場からは期待できる状況にある。

また、近年、企業経営ないし企業活動においては、その適正化ないし社会的責任（CSR）、法令遵守（コンプライアンス）に対する要請はますます強まってきているといえる（第5部第2章第10参照）。弁護士たる社外取締役ないし社外監査役は、そのような場面で有用な役割を果たしうると考えられるが、残念ながら、そのことが社会全体の一般的な認識となっているとはな言い難い実情にある。また、企業の側からも、弁護士資格のある社外取締役を捜しているが、どこに適任者がいるのか、また、誰にコンタクトしていいのかが分からないといった声も聞かれる。

従って、弁護士が社外取締役又は社外監査役として果たし得る役割を広く知って貰うための広報活動が必要であるとともに、候補者となりうる弁護士と企業とを繋ぐ仕組みを構築する必要があると考えられる。

(2) 弁護士会の取組み

日弁連においては、この間、企業活動における不祥事を踏まえ、2001（平成13）年11月開催の業務改革シンポジウム（広島）を始め、CSRに関する研究に継続的に取り組んできており、企業活動への関与の方策を探るべく検討している。弁護士の職責上、社外取締役、社外監査役等として有効に機能すべき能力を備えているとの考えの下、多くの企業に有為の人材を供給すべく、商工会議所、経団連等の経済団体との間における懇談を開催してきている。さらに、2015（平成27）年9月には、経済同友会及び日本商工会議所の後援の下、コーポレート・ガバナンスとダイバーシティをテーマとするシンポジウムを開催し、現在、7つの弁護士会で実施されている女性社外役員候補者名簿の提供事業について案内するとともに、女性弁護士がコーポレートガバナンス・コードの実現にどのように寄与できるかについても基調報告がなされた。

また単位会レベルでは、上記で言及したように、東弁等7つの弁護士会において、男女共同参画の観点から、社外役員候補者になることを希望する女性弁護士会員の名簿を作成し、これを希望する企業に提供している。

弁護士は、社会生活上の医師としての役割を果たすべきものとされており、企業活動に対しても、社外取締役、社外監査役としてこれまで以上に積極的に関与していくべきである。弁護士会としては、これまでの実績を検証しつつ、多くの弁護士が社外取締役や社外監査役として

参画できるような仕組み作り（弁護士である社外役員の存在意義に関する広報活動やマッチングの仕組み作り）も含めて、弁護士会としてより積極的な施策を講じる必要がある。

2 日弁連中小企業法律支援センター

(1) 設置の経緯

日弁連が、中小企業の弁護士の利用実態を把握するため、2006（平成18）年12月から2007（平成19）年5月にかけて全国の中小企業に対するアンケート調査を行った。

その結果、回答した中小企業のほぼ半分（47.7%）には弁護士の利用経験がなく、その理由のほとんど（弁護士利用経験がないと答えた中小企業のうち74.8%）は「弁護士に相談すべき事項がない」ということであった。ところが、中小企業が法的問題を抱えていないのかと言えば、そうではなく「法的問題を抱えている」と回答した中小企業は約80%、しかも、約60%は「複数の問題を抱えている」ということであった。にもかかわらず、弁護士に相談しなかった理由は「弁護士の問題とは思わなかった」が最も多い（46.5%）。そして、法的課題の解決方法としては、「弁護士以外の専門家に相談」が38.9%、「社内で解決」が31.0%であり、相談相手の「弁護士以外の専門家」としては、税理士が56.6%と圧倒的に多く、社会保険労務士が31.0%、司法書士が24.8%と続く。さらに、「弁護士の利用経験がある」と回答した中小企業においても、法的手続（裁判など）以外で弁護士を利用したことがある比率は、わずかに約25%にとどまっている。

結局、中小企業にとっては、弁護士は「裁判等の法的手続を行う専門家」ではあるが、それ以外の日常的な法的問題への対処のための相談相手とは認識されておらず、実際、そのような形での利用もされていない、というのが実情であり、他士業（特に、税理士）がその受け皿となっていることが浮き彫りとなった（なお、上記調査結果を踏まえ、第2回の調査が2016年〔平成28年〕に実施されている。詳しくは後述する）。

(2) 全体像

我が国の経済の基盤を形成する重要な存在である中小企業の大半が法的問題を抱えているにもかかわらず、弁護士による法的サービスを、量的にも質的にも十分に受けているとはいえないのであるが、これは、法律実務の専門家である弁護士の存在意義そのものが問われているといっても過言ではない。かかる事態を解消することを目的に、これまでに実施した各委員会における議論や活動の成果を踏まえて、①中小企業のニーズに応えることを徹底的に追求、②中小企業の弁護士に対するアクセス障碍の解消、③弁護士の中小企業の法律問題への対応能力、実践的なスキルの向上、④組織的かつ全国的な対応ができる体制の整備の4つを活動の基本方針として、日弁連中小企業法律支援センターが設置された。そして、現在、①広報部会、②企画・

開発部会、③ひまわりほっとダイヤル運営部会、④事業再生プロジェクトチーム、⑤海外展開支援チーム、⑥ニーズ調査報告書検討チーム及び⑦創業支援・事業承継プロジェクトチームが設置され、それぞれ活発に活動を行っている。同センターの具体的な活動内容としては以下に述べるとおりである。

(3) ひまわりほっとダイヤルの運営

日弁連中小企業法律支援センター（通称「ひまわり中小企業センター」）では、2010（平成22）年4月1日から、中小企業から弁護士へのアクセス改善のために、全国共通の電話番号により相談を受け付ける「ひまわりほっとダイヤル」の運用を開始した。「ひまわりほっとダイヤル」全国共通電話番号「0570-001-240（おおい、ちゅうしょう）」に電話をすると、地域の弁護士会の専用窓口で電話を受け、折り返しの電話で弁護士との面談予約などができるというサービスである。さらに、2012（平成24）年2月からホームページ上でのオンライン申込の受付も開始した。「ひまわりほっとダイヤル」の利用件数は全体的には増加しており、2010（平成22）年度は通話数9,532件、相談実施件数5,017件であったところ、2016（平成28）年度の通話数は10,909件、相談実施件数は5,638件であった。また、「ひまわりほっとダイヤル」開設時（2010〔平成22〕年4月）から2017年（平成29）年7月までの総通話数は78,338件、総相談件数は393,005件であった。ひまわりほっとダイヤルの設置・運営は、中小企業のアクセス障碍解消の一助となっていることが窺われる。また、「ひまわりほっとダイヤル」は一部の弁護士会を除き、初回相談最初の30分の相談料を無料としており、中小零細事業者のセーフティネットとしての役割も果たしている。

相談実施の結果であるが、相談のみで終了が75.70%、受任が5.92%、継続相談が16.3%である（2010〔平成22〕年6月～2017〔平成29〕年7月）。

「ひまわりほっとダイヤル」は発足から7年が経過し、制度の見直しの時期に来ていると思われる。実際、ひまわりほっとダイヤルの受付窓口となっている各弁護士会の事務局を対象にアンケートを行っていたところ、制度の使い勝手の悪さ等、現行システムの問題点が明らかになった。そこでセンターでは「ひまわりほっとダイヤル運営部会」を立ち上げ、今後のシステム改善等についての検討を開始した。

(4) 広報活動

ひまわり中小企業センターでは、ひまわりほっとダイヤルの事業展開に応じてチラシを作成し、各地の弁護士会、中小企業支援団体のナショナルセンター等に配布している。また、同センターでは、日弁連のウェブサイト内に同センターのホームページを立ち上げ、中小企業支援にかかわる情報提供を行っている。また上記ホームページを活用すべくリスティング広告及びFacebookを利用し、一定の効果を上げている。その他、雑誌への記事及び広告掲載や商工会議

所の会報へのチラシ同梱、ラジオ番組のミニコーナーへの出演及びラジオ広告等、新たな広告媒体の開拓を試みている。

(5) 中小企業向け及び弁護士向けの各DVDの制作

ひまわり中小企業センターでは、中小企業向けDVD「中小企業経営者のみなさんへ 弁護士はあなたのサポーターです」の制作を行い、中小企業経営者に弁護士業務についての理解を深めるよう努め、それと同時に、相談に当たる弁護士側の意識改革のために、弁護士向けのDVDも制作し、その上映を行っている。

(6) 全国一斉無料相談会・講演会

中小企業のアクセス障害解消に向けて、一年に一度、全国的に一斉無料相談会及び一部の単体会ではシンポジウムや講演会等の企画も併せて行っている。

(7) 中小企業関連団体との意見交換会

ひまわり中小企業センターでは、2010（平成22）年9月以降、各地の弁護士会との共催により、当該地域の中小企業関連団体の方を招いて、2017（平成29）年9月までに20ヶ所以上において意見交換会を実施している。それを通して、中小企業関連団体の方々に弁護士業務の理解を深めてもらうことができ、各地の弁護士会との連携促進の一助となっている。

(8) 中小企業のニーズに応えられる弁護士の育成

ひまわり中小企業センターが中小企業への法的サービス供給を推進するに際しては、その担い手である弁護士が中小企業の要望に的確に応えられるよう、同センターでは、中小企業関連業務に関するeラーニングのコンテンツの制作及び特別研修の開催も行っている。

(9) 中小企業の海外展開支援活動

前述のように中小企業の海外展開のニーズの高まりとともに、同センターでは、国際支援部会を設置したが、それとともに、日弁連内では、同センターの他、外国弁護士及び国際法律業務委員会、日弁連知的財産センター、日弁連研修センター、若手法曹サポートセンター等の日弁連内の関連委員会から人を得て中小企業海外展開支援ワーキンググループが設けられ、日弁連は、2012（平成24）年5月には、JETRO及び東京商工会議所との間で、中小企業の海外展開支援に関して連携協働する旨の協定を締結し、現在に至るまで日弁連中小企業海外展開支援弁護士制度を展開している。

(10) 中小企業庁及び支援諸団体との連携

日弁連は、中小企業庁との間での連携を強化し、ひまわり中小企業センター委員と中企庁担当者との間で定期協議を開催し、情報交換を行っている。

支援団体との関係では、2011（平成23）年4月27日付けで、日弁連と日本政策金融公庫との間で、中小企業支援等の支援に関する覚書を締結している。

(11) 特定調停スキームの策定と事業再生キャラバン

日弁連は、裁判所の特定調停の手続を用いた事業再生支援を提案、最高裁判所とも協議を重ね「特定調停スキーム」を策定した（2013〔平成25〕年12月より運用開始）。特定調停スキームの周知及び普及のため、地域の経済産業局や金融機関と共同して、各地で特定調停スキーム活用セミナー（通称「事業再生キャラバン」）を開催している。

(12) 創業支援

少子高齢化による中小企業数の減少は、日本経済全体の衰退を招きかねない深刻な問題である。そこで、ひまわり中小企業センターは、事業再生（前述）や事業承継（後述）により「今ある中小企業の減少をくい止める」一方で「新たな中小企業の誕生を助ける」ことも重要であるとの認識から、創業支援に力を入れている。

具体的には、第19回（2015〔平成27〕年開催）弁護士業務改革シンポジウムで創業支援を取り上げた外、2016年（平成28年）にはセンター内に創業・事業承継プロジェクトチームを立ち上げ、日本政策投資銀行（DBJ）との共催で女性起業家向けの法律セミナーを開催したり、日本政策金融公庫のメールマガジンに記事を連載したりといった活動を行っている。

(13) 事業承継

日本の中小企業の経営者は高齢化に直面しており、中小企業約380万社のうち約240万社の経営者が今後5年以内に70歳以上となるにもかかわらず、その中で約120万社が現時点で後継者が決まっていないという深刻な現実がある（後掲第20回日弁連弁護士業務改革シンポジウム第8分科会における中小企業庁の報告より）。かかる後継者がいない中小企業の中には業績が好調なものが相当数あり（後継者難のため廃業を予定している中小企業のうち、約3割が同業他社より良い業績を上げていると考えている）、このような企業の事業承継支援が喫緊の課題である。

そこでひまわり中小企業センターでは、中小企業の事業承継を法律面から支援すべく、前述の創業・事業承継プロジェクトチームを立ち上げた外、後述のとおり第20回（2017〔平成29〕年開催）の弁護士業務改革シンポジウムの分科会テーマとして事業承継を取り上げた。

今後はより具体的な支援を行うべく、関係諸団体と連携しつつ活動を行っていく予定である。

(14) シンポジウムの開催

ひまわり中小企業センターでは、中小企業庁などの関係省庁及び中小企業支援団体等を招いて、ひまわりほっとダイヤルの周知のためのシンポジウム、2012（平成24）年10月「中小企業金融円滑化法出口戦略に関するシンポジウム」を初めとした事業再生関連のシンポジウムを複数開催した。

また、第17回（2011〔平成25〕年開催）、第18回（2013〔平成25〕年開催）、第19回（2015〔平成27〕年開催）及び第20回（2017〔平成29〕年開催）の弁護士業務改革シンポジウムに参加し、それぞれ中小企業支援ネットワーク構築、海外展開支援、創業支援及び事業承継をテーマに研究発表を行った。

(15) 第2回アンケート（ニーズ調査）の実施

(1)で述べたとおり、ひまわり中小企業センターの設置の契機になったのは2006（平成18）年12月から2007（平成19）年5月にかけて実施した中小企業に対するアンケート調査であったが、アンケート実施から約10年が経過し、中小企業を取り巻く状況及び弁護士側の状況も大きく変化していると考えられる。そこで、現在中小企業が弁護士についてどのように認識しているかを知るために、2016（平成28）年7月から、第2回のアンケート調査（「企業における弁護士の活用に関するアンケート」）を実施した。

その結果、前回調査時と比べ弁護士数は約6割増加しているにもかかわらず、未だ55.7%の企業が弁護士を利用しておらず、その理由として86.3%の企業が「特に弁護士に相談すべき事項がない」ということを挙げていた。前回調査と質問項目が一部異なるため単純な比較はできないが、同様の回答をした企業は前回調査では74.8%であり、何らかの問題が発生した経営者の相談先として弁護士が選択されていない、すなわち「中小企業経営者が、弁護士を裁判以外の日常的な相談相手と考えていない」という傾向が未だ解消されていないことが明らかとなった。

(16) 「中小企業・小規模事業者に対する法的支援を更に積極的に推進する宣言」

これまでに紹介したような諸取組を総括し、さらに今後の日弁連及び各弁護士会による中小企業・小規模事業者への法的支援を充実させるため、ひまわり中小企業センターは、2017（平成29）年5月26日の日弁連臨時総会において「中小企業・小規模事業者に対する法的支援を更に積極的に推進する宣言」を提案し、同日採択された。

(17) 今後の課題

ひまわり中小企業センターは、「弁護士は裁判になった時に頼めばよい」と考えている中小企業事業者に弁護士の有用性を知ってもらうことにより、弁護士が中小企業事業者の経営・法務についての日常的な相談相手となることを目指している。センター発足から約7年が経ち、「ひまわりほっとダイヤル」や各種セミナーや意見交換会、支援諸団体との連携を通じて、徐々に中小企業支援者としての弁護士の存在が周知されつつあるという手応えを感じつつはあるが、まだまだ弁護士が中小企業事業者の日常的な相談相手となっているとは言いがたく、さらなる努力が必要である。

今後は、これまでの活動を継続・発展させていくとともに、中小企業にとって重要でありながらこれまであまり弁護士が取り組んでこなかった分野、具体的には創業支援及び事業承継の分野にも積極的に取り組んでいくことを考えている。これらの分野については、前述の弁護士業務改革シンポジウムへの参加等を通じ少しずつ取り組みを始めているところではあるが、本格的な活動はこれからである。

ひまわり中小企業センターは、最近は熱意のある若手弁護士の参加も増え、日弁連の中でも非常に活気のある委員会となっている。法友会においても、ひまわり中小企業センターの活動を参考に中小企業への法的サービス拡充のための施策が期待されるところである。

3 東京弁護士会中小企業法律支援センター

(1) 設立の経緯

東弁では、これまで業務改革委員会において、日弁連が企画する中小企業に関する全国一斉無料相談会や中小企業海外展開支援に関する弁護士紹介制度等の実施を担い、また、法律相談センターの乙名簿を利用してひまわりほっとダイヤルによる相談業務を行ってきた。

しかし、これらは、いずれも日弁連が企画する中小企業支援施策を単位会としていわば受動的に実施していたものであり、また、金融円滑化法の期限経過後の緊急対応を迫られる中、東弁としてより能動的・積極的に中小企業支援に取り組むべく、2014（平成26）年2月10日、業務改革委員会から派生する形で、東京弁護士会中小企業法律支援センター（以下「中小センター」という。）が設立された。

具体的な設立趣意は以下のとおりである。

- ① いわゆる金融円滑化法の期限経過後における中小企業への事業再生・経営革新のための支援は喫緊の課題であり、また、日本経済の原動力を担う中小企業への継続的かつ専門的な法的支援は、中小企業に活力を与え、ひいては日本経済全体に良好な波及効果をもたらす重要な課題である。
- ② これまで比較的小規模な事業者においては、法律事務を含む経営支援を税理士等に依頼していたのが実情であるが、弁護士数が増大した今日、弁護士が中小企業事業者の身近な存在として法的支援を行うことは、法の支配を社会の隅々まで行きわたらせる目的に叶うものである。
- ③ 弁護士が中小企業事業者の身近な存在として法的支援を行うには、それぞれの法的ニーズに即した専門的スキルを提供できる体制を構築するとともに、中小企業事業者に寄り添いつつ、混沌とした悩みの中から法的ニーズを汲み上げていくためのアウトリーチ活動が必要である。
- ④ 日弁連が実施するひまわりほっとダイヤルや中小企業海外展開支援弁護士紹介制度、中小企業に関する全国一斉無料相談会及びシンポジウム等を有効に機能させるには、中小企業事業者支援に特化した専門機関が必要であり、そのほか、例えば経済産業省が取り組む中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業の専門家派遣への対応、中小企業庁が実施する下請かけこみ寺（相談・ADR業務）の受託、商工会議所が取り組む消費税転嫁対策支援への協力などの役割を十全に果たすには、中小企業事業者の支援を目的とした専門機関が必要である。

⑤ そこで、弁護士が中小企業事業者の身近な存在として、利用者に寄り添いながら、ニーズを汲み上げるためのアウトリーチ活動を行うとともに、経営革新等支援機関として認定された弁護士を中心とした弁護士による中小企業の再生支援（事業再生支援）、起業、会社統治・企業統合、海外展開・国際取引、知的所有権、反社会的勢力の排除、労使問題等の中小企業の成長及び発展にかかわる各分野の法的支援（事業成長支援）、中小企業の経営が世代を超えて持続可能となるような事業承継に関する法的支援（事業承継支援）、中小企業の健全な自己統治が可能となるような組織内弁護士経験者等を中心としたコンプライアンス・内部統制に関する支援（コンプライアンス・内部統制支援）等を行うため、東京弁護士会中小企業法律支援センターを設立する。

なお、中小センターでは、その設立時に、東京三弁護士会の共催で中小企業支援体制構築のための「中小企業支援サミット」を開催し、中小企業支援団体、他土業を含め200名を超える中小企業支援に関わる出席関係者に対し、中小センターの設立及び活動内容を発表した。

(2) 中小センターの組織

中小センターでは、その活動内容に応じて、①アウトリーチ部会、②連携検討部会、③広報部会、④名簿・研修部会を置き、それぞれが活発に活動している。具体的な活動内容については後述する。

(3) 中小センターの仕組み・活動実績

ア コンシェルジュ弁護士の配置

中小センターでは、ひまわりほっとダイヤルからの受電のほかに、中小センター専用電話回線（03-3581-8977）を設け、弁護士紹介業務を行っている。その大きな特徴は、コンシェルジュ弁護士と呼ぶ配点担当弁護士を配置していることである。

相談者が電話をかけるとコンシェルジュ弁護士が直接電話に出て（正確にいうと、午後2時から4時まではコンシェルジュ弁護士が弁護士会館内で待機し直接電話に出るが、それ以外の時間帯ではまず事務局が電話に出て、コンシェルジュ弁護士が相談者に向け直すことにしている）、事案の概要をヒヤリングし、法律問題が含まれているかどうか、どの分野に精通する弁護士を紹介すればよいかを判断している。コンシェルジュ弁護士の電話対応は無料である。

これまでひまわりほっとダイヤルでは相談者にFAXを返信してもらうことにより事案の概要を把握していたが、その手間のため相談に至らないケースも多く存在し、また、事務局では事案を的確に把握することに限界があるという課題があったが、コンシェルジュ弁護士を配置することにより、これらの課題の解決に寄与している。

なお、コンシェルジュ弁護士は、中小センターの委員の中で構成しているところ、名簿・研修部会においてコンシェルジュ経験交流会を実施し、常により良い制度への改善を試みている。

中小企業センターの地道なアウトリーチ活動やコンシェルジュ弁護士の努力の結果、専用電話回線による相談も増えてきており、2014（平成26）年4月1日から2017（平成29）年9月30日までの中小センターへの総相談件数3,158件のうち、約27%の871件が中小センターの専用電話回線経由となっている。

中小センターの広報部会において、同年11月に東弁の委員会ブログに中小センターのページを開設し、今後は外部業者に委託し専用のホームページも開設した。

イ 精通弁護士紹介態勢の整備

中小企業が抱える法的問題は複雑かつ専門的であり、相談する際にはその分野に精通した弁護士に依頼したいというニーズが存在する。そのニーズに的確に対応するため、中小センターでは、各分野に精通する弁護士を登録した精通弁護士名簿を整備している。具体的には、①海外展開・国際取引、②知的財産、③事業再生、④労働の各分野であり、法律研究部または専門委員会から精通する弁護士を登録してもらっている。また、⑤その他法的支援担当名簿として登録希望者を公募の上専門分野を5つまで申告してもらい、申告された分野を参考に名簿を編成している。名簿・研修部会においては、2015（平成27）年度から「中小企業法律支援ゼネラリスト養成講座」と題して中小企業に関わる分野の中から年間12回の研修講座を開設し、名簿登録者の能力向上に取り組んでいる。

ウ スマートフォン用無料アプリ「ポケ弁」のリリース

また、中小センターでは、中小事業者が気軽に法律知識を身につけ、また弁護士に親しみを持てるようにするため、スマートフォン用無料アプリ「ポケ弁」（「ポケット弁護士」の意味）を開発、2016（平成28）年7月20日にリリースした。同アプリでは、中小企業の経営者や法務担当者向けに、最新の法律情報やトラブル予防に役立つコンテンツ等を提供している。同アプリは、2017（平成29）年5月31日時点で5,000ダウンロードを記録している。

エ アウトリーチ活動の実践

中小事業者の中には、自らが抱えている法的課題が弁護士に相談すべき法律問題と認識していないことが多くあるため、弁護士側から積極的にアプローチして中小企業に寄り添い、その中から法的課題を抽出して、経営戦略を意識した実践的な解決を図る活動が必要となる。これをアウトリーチ活動と呼んでいる。

中小センターでは、アウトリーチ部会がこれを実践しており、これまで業務改革委員会において接点のあった中小企業関連団体とのさらなる関係強化や接点が薄かった中小企業関連団体との関係の模索と強化を行っている。具体的には、①新銀行東京との中小企業支援に関する覚書の締結、②日本政策金融公庫主催のセミナー・ワークショップ・相談会への弁護士派遣（東京三弁護士会共催）、③昭和信用金庫主催のセミナー・ワークショップへの弁護士派遣（東京三弁護士会共催）、④東京商工会議所が設置する東京都事業引継支援センターとの連携、⑤自

由民主党との中小企業支援に関する意見交換会、⑥台東区産業振興事業団との覚書締結、セミナー・ワークショップへの弁護士派遣（東京三弁護士共催）⑦足立成和信金のセミナー・ワークショップへの弁護士派遣（東京三弁護士会共催）⑧東京都中小企業振興公社と連携についての意見交換の実施、⑨2017年（平成29年）1月に発足した東京都の創業支援施設である「TOKYO創業ステーション」主催の専門家相談会「エキスパートナイト」への相談員派遣（東京三弁護士会共催）及び上記施設における弁護士会と東京都の連携を目的とした協定書の締結等、多岐に亘る活動を行った。

オ 各団体との積極的な協力・連携関係の構築

また、連携検討部会において、アウトリーチ活動の一環として、税理士、公認会計士、社会保険労務士、中小企業診断士等の他士業との連携構築と強化を行っている。

中小センターでは、前述した中小サミットのほかに、平成26年度夏期合同研究の全体討議を引き受け、「未来へつなぐ中小企業の絆」と題して、事業承継をテーマに研究発表を行った。いずれの企画もパネルディスカッションに税理士、社会保険労務士、中小企業診断士等に参加してもらい、他士業との連携により、中小企業支援に多角的に取り組むことの重要性を啓発した。

(4) 今後の課題

中小センターは、2014（平成26）年2月に立ち上げた組織であり、まだ試行錯誤を繰り返している段階である。しかし、積極的なアウトリーチ活動により着実に中小企業の需要を喚起しており、また、懇切丁寧なコンシェルジュ弁護士の電話窓口対応により、中小企業のニーズに的確に応える努力を続けている。

もともと、コンシェルジュ弁護士の過大な負担、抜本的な精通弁護士名簿の整備、担当弁護士の能力向上、さらなるアウトリーチ活動、他士業との連携強化など、まだまだやるべき課題は多い。

法友会においても中小企業のニーズに的確に応えるための施策の推進が求められる。

4 行政分野への取組み

弁護士は、社会の様々な分野で法の支配を確立すべく努力し、そのために必要な活動することを求められている。そのことは、必然的に弁護士の活動領域の拡大をもたらす。近時、国会や行政（国、地方自治体）及び企業との関係において、外部監査人や社外取締役の他、政策秘書や組織内弁護士（インハウスロイヤー）等の新たな需要が出現していること等もその例である。

弁護士会としては、今後、活動領域の飛躍的拡大に向けて、より一層積極的な施策を講ずるべきである。

(1) 国会と弁護士

ア 政治資金監査

2008（平成20）年1月、政治資金法の一部改正により、国会議員の政治資金の監査の制度（主として支出と証憑との突合）が発足し、同年4月に施行された。監査人として弁護士が予定されている（その他公認会計士と税理士）。これは、希望者が応募して研修を受け、登録される制度である。

日弁連は、制度を広報するとともに、監査契約書（当該国会議員との間で締結）や監査報告書の雛形を作成して会員の参考に供している。

しかし、2016（平成28）年7月22日現在における、政治資金監査人の登録者数4,753人のうち、弁護士の登録者は、288人に過ぎない（6%）。

イ 政策秘書

また、近時の国会情勢により、大量の政策秘書が必要な状況が出現した。弁護士は、そのような職に就く者として適任である。党派を問わず、多くの弁護士が政策秘書として活躍できるよう環境を整備し、引き続き有用な人材を送り出すべく積極的な施策を講じるべきである。

日弁連は、2016（平成28）年中に「国会議員政策担当秘書説明会」を開催するなどの活動をしており、政策秘書として活躍している会員は、60期代を中心に10名を越える状況となっている。

(2) 行政と弁護士

ア 弁護士の役割

近年の行政改革、地方分権改革は、行政に携わる者の法務に関する意識改革を強く迫ることとなった。社会の成熟とともに、行政の透明性やコンプライアンスが強く求められ、行政の職員とは異なるマインドを持った法律専門家たる弁護士の役割、有効性が再認識される状況となったのである。

特に、自治体においては、従来から弁護士が行っていた分野（訴訟対応・法律相談）だけでなく、今後は、条例等の制定・審査等の政策法務分野、債権管理・回収、包括外部監査等の新たな分野に対しても、法曹有資格者の人材と能力を十分に活用すべきである。

中でも、債権回収分野では、弁護士の活用が必須である。なぜなら、「普通地方公共団体の長は、」債務名義のある債権以外の債権について「訴訟手続により履行を請求すること」を義務づけられているからである（地方自治法施行令172条の2）。このように、自力執行権のない債権（私債権・非強制徴収公債権）について、大量の未収債権を抱える自治体にとってみれば、債権回収の場面で弁護士を積極的に活用することが不可避である。

イ 任期付公務員

2000（平成12）年、任期付（最長5年）公務員の制度が発足した。前述のとおり、弁護士は限定された範囲で公務員になることができたが、実際に許可を得て公務員となった例は少なかった（金融庁、外務省、公正取引委員会等）。しかし、上記任期付公務員制度の発足と2004（平成16）年4月の公職就任の制限の撤廃により、国の機関に在籍する弁護士の数は飛躍的に増大し、また、地方自治体の公務員となって活動する弁護士も、出現するようになった。

公務員となった多くの弁護士の現場での活動に対する評価は高く、また、近時の政治情勢を反映して、弁護士を任期付公務員として募集する機関は増大している。

(3) 国家公務員と弁護士

2015（平成27）年10月現在、法曹有資格者が、在職（任期付・任期無し・非常勤を含む）している国の機関は24以上に及び（衆議院法制局、参議院法制局、裁判官弾劾裁判所、裁判官訴追委員会、内閣官房・国家安全保障会議、復興庁、内閣府、公正取引委員会、金融庁、消費者庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、外務省、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、特許庁、観光庁、原子力規制委員会）、その人数は、357名にのぼっている。

特に、東日本大震災を機に設立された原子力紛争解決センターでは、195名を越える弁護士が仲介委員や調査官となって、多数の損害賠償事件の解決にあっている。

なお、法務省の調査（2015〔平成27〕年10月実施）に対する回答があった118名のうち、採用時の弁護士としての経験年数5年以下が81名と全体の81%を占めている。また、2013（平成25）年度以降に採用された者は108名である。

(4) 地方自治体と弁護士

ア 地方分権改革と弁護士

(ア) 地方分権改革

従来行政は、国、都道府県と基礎的自治体である市区町村が、いわば上下関係で位置付けられていた。しかし、1999（平成11）年の地方自治法の改正（機関委任事務の廃止等）を幕開として、住民自治と団体自治の徹底ないし拡充を目的とした地方分権改革に着手され今日に至っている。地方分権改革は、行政の上下関係を断ち切り、自治体に対し、国や都道府県と対等の立場で、自らの判断と責任において政策判断をなし、遂行することを求めるものである。自治体が行う事務ないし活動領域は、福祉、教育、医療、産業振興等、住民の生活に直結するあらゆる領域にわたっている。そしてそれらは、すべて法令に根拠を有するものでなければならず（法律による行政）、このことは、全ての領域における法的判断を自らの負担と責任において行わなければならないことを意味する。

(イ) 司法制度改革

歴史的に司法の容量が低く抑えられてきた中で、弁護士（会）の多くは自治体の活動に関心を示さず、また、自治体においても弁護士を活用するという発想のないまま経過してきた。

しかし、近年の行政需要の増大や住民の権利意識の高度化という時代的・社会的背景の中で、自治体の活動は、より一層、住民自治の体現と透明性を有するものであることが求められている。そこでは、日々直面する法的な問題、それに伴う適切な施策が決定的に重要なテーマとなり、必然的に法律専門家の関与が要求される事態をもたらしていると言え、弁護士及び弁護士会は、自治体に対する取組を飛躍的に強化すべきである。

中でも、法令は、普通地方公共団体の長に対し、自力執行権のない債権については訴訟手続によって履行を請求することを義務づけ、さらに、債務名義のある債権については、強制執行手続をとることを義務づけているのであって、この場面における行政需要が膨大にあることは疑う余地がない（地方自治法施行令172条の2）。

（ウ） 法曹有資格者を常勤職員として採用している自治体

このような地方分権改革及び司法制度改革の中にあって、2017（平成29）年8月1日現在、法曹有資格者を常勤職員として採用している自治体は、105自治体に及び、150名が在籍している（うち116名は任期付職員）。

イ 弁護士・弁護士会の取組み

（ア） 日弁連の取組

日弁連は、業務改革シンポジウム（2001〔平成13〕年広島、2003〔平成15〕年鹿児島、2005〔平成17〕年札幌、2009〔平成19〕年松山、2011〔平成23〕年横浜、2013〔平成25〕年神戸、2015〔平成27〕年岡山）その他、弁護士と自治体との関係構築を目指して活動してきた。

平成27年の業務改革シンポジウムでは、「自治体との新たな関係構築に向けて～実践例と今後の展望～」と銘打った分科会を設け、外部弁護士と自治体との連携による公金債権管理、条例制定支援、包括外部監査、福祉分野におけるモデル事業等への取り組みの紹介などを発表した他、同年7月には、地方自治体における弁護士の役割に関するシンポジウムを宮城で開催し、東北地方の自治体職員向けに地方自治体における「債権管理回収」に関する研修を開催するなどの実績を積んでいる。

（イ） 東弁の取組み

東弁は、2007（平成19）年、自治体との連携を目指して自治体等法務研究部を発足させ、改正行政不服審査法で新たに導入された審理員候補者の推薦、条例の策定改正、債権の管理回収、eメール相談、自治体職員向け研修の開催、夏期合研への参加等の活動を展開している。

加えて、東弁は、2015（平成27）年、弁護士領域拡大推進本部を立ち上げ、その下に、自治体連携センターを設置した上で（センターの構成部会は、広報部会、空き屋部会、国・自治体

福祉等部会)、「自治体の皆様のためにできること」をまとめた自治体連携プログラム(第2版)を発行するなどして自治体との連携強化のための組織作りを行った。

また、弁護士会の取組みではないが、教育現場の職員から直接担当弁護士に電話相談できる仕組み(スクールロイヤー)を発足させるなどの取組みもみられる。

(ウ) 弁護士による取組み

日弁連の松山における自治体との関わりに関する弁護士向けアンケート(回答数は全弁護士の5.7%)によれば、自治体への関わりについては、審議会や委員会委員、研修講師、顧問弁護士、訴訟事件の受任(顧問弁護士以外)、任期付公務員、一般行政職等の回答があった。

近時、自治体に関与している弁護士は着実に増大していると言えるが、アンケートへの回答率をみても、まだまだ、関心の薄いことが窺われる。

ウ これからの取組み

(ア) 自治体と弁護士・任期付公務員

前述した地方分権改革の下、自治体の法務能力の向上は喫緊の課題である。特に、2016(平成28)年4月から施行された改正行政不服審査法において、新たに導入された審理員制度(及び第三者機関)を実施するにあたって、法律専門家は不可欠である。

このような制度の推移の中で、法律専門家たる弁護士(あるいは、法曹有資格者)は、自治体の活動の有効な助言者ないしスタッフとして機能することは疑いの余地はない。そこには各種の形態があるものの、弁護士(法曹有資格者)は、法律専門家としての素養を有する人材として、自治体のあらゆる事務に関与すること、また、内部の職員として他の職員とともに機能することが不可欠と言える。

実際に、弁護士が、任期付や特別職として審理員候補者となっている団体(国・都道府県・市区町村・一部事務組合等)は、2016(平成28)年12月末日時点で、246団体あり、全候補者における弁護士の割合は69%に及んでいる(一般財団法人行政管理研究センター調べ)

(イ) 人材の育成・自治体

これまで自治体は、主として内部で人材を養成してきた。多くの職員はよくその要請に応じてきていると思われるが、それらの人材は、さらなるグレードアップが図られる必要がある。例えば、法的問題の中には憲法にまで遡って論議し検討しなければならない場合もあると思われる、そのためのスキルは不可欠のことと思われる。そのための研修も有益と思われるが、例えば、法務を担うべき職員を、一定期間法律事務所に派遣して在籍させるという仕組みなどが考えられてよいのではないかとも思われる。

(ウ) 人材の育成・弁護士会

これまで、弁護士会の中で自治体との関係について組織的に取り組んでいる単位会はごく少数であった。しかし、東弁に自治体等法務研究部が発足し、若手会員が多く参加し旺盛な活動

をするようになった結果、東京三会においても、同様の研究部が発足し、多摩支部にも自治体の法務を専門的に研究する部が発足するに至っている。

(エ) 議会活動と弁護士

地方議会の権能ないし権限については、今次の地方自治法の抜本改正の対象で、2011（平成23）年4月30日、地方自治法の一部改正が行われたところである。行政が透明性を持って、民主的なルールの下で遂行されるためには議会が充分機能することが必要である。そしてそのためには、中立的な立場で議会スタッフとして弁護士が関与し、議会をサポートする仕組みが考えられてよい。

これに関しては、大阪弁護士会が先駆的に行っている、議会事務局に対して、顧問的立場として活動する弁護士を推薦する取組みを参考にすべきである。

(5) 日弁連の取組みと今後の展望

日弁連は、この間、若手法曹サポートセンター及び業務改革委員会を中心に、国の機関、地方自治体など、行政・立法分野への弁護士の進出に向けて取り組んできている。

法律による行政の下、行政機関の活動はすなわち法務そのものであり、とりわけ自治体の扱う事務とその活動領域は広大で、したがって、弁護士（会）がサポートすべき分野も広大である。

弁護士（会）としては、今後、行政の需要に応えることができる人材を養成するなど、行政と広範かつ密接な関係を構築するための施策を積極的に推進していくことが必要である。

このような中、日弁連は、2014（平成26）年2月、法律サービス展開本部を設置し、その下に、国・自治体・福祉等の分野において弁護士による法律サービスの一層の展開・促進を図るべく、自治体等連携センターを設置した。自治体等連携センターには、条例部会、福祉部会の他、公金債権部会、外部監査・第三者委員会部会といった部会が立ち上がっており、各分野に関する自治体等との連携の取組みを進めるとともに、自治体向けのアンケート調査や、弁護士会の行政連携の体制について調査を行い、各地でシンポジウムを開催するといった活動を行っている。さらに、国、自治体への職員としての弁護士の任用を促進するため、各地で任期付公務員登用セミナーや求人説明会を開催するなどの活動も進めている。

実際に、公金債権部会では、内閣府の公共サービス改革（市場化テスト）と協力して、全国各地で、公金債権の回収業務の現状と今後の取組や公金の債権管理回収業務に関する法令と実務、債権回収業務の取組の実例に関する研修を多数回開催した他、自治体職員の方及び弁護士を対象として、公金債権の放棄・減免に関するセミナーを昨年度に引き続き開催している（2016〔平成28〕年は2月15日に東京と大阪で、12月26日に大阪で開催）。

5 信託の活用

(1) 新信託法の意義と施行後の実情

ア 改正信託法の意義

2007（平成19）年9月30日、85年ぶりに抜本的に改正された新信託法が施行され、後継ぎ遺贈型受益者連続信託の有効性を前提とする規定が設けられたり、遺言に代替する遺言代用信託についての規定が設けられる等、従来言及されながら実際に利用されることは稀だった資産承継についての信託の活用可能性が浮上した。また、新信託法は、自己信託、目的信託等、新しい制度を導入し、多様な社会経済のニーズに応えようとしており、改正により信託の利用可能性が拡大した。

イ 法改正後の動き

しかし、法改正を経ても資産承継・財産管理についての信託の活用はなかなか進まなかった。

これは、①弁護士その他の専門家の研究・実践努力の不足、②税制等関連領域での信託の扱いについての不明点が多かったこと、などによっていた。

その後、地道に研究を重ねた司法書士界の努力（一般社団法人民事信託推進センター・民事信託士協会等の組織作りと研究・研修）、実践例を積み重ねた公証人からの情報発信などにより、信託活用の機運が高まり、日弁連においても2013（平成25）年の第18回業務改革シンポジウム（神戸）において、「第6分科会「高齢社会における民事信託の積極的活用」～弁護士業務と民事信託の可能性～」に各方面の専門家を招いて弁護士における信託活用の可能性を模索することとなった。

ウ その後の動き

その後信託活用が大きく進んだのは、2015（平成27）年の相続税の増税からである。基礎控除引き下げにより課税されるケースが増え、「相続税対策」に注目が集まり、高齢期における積極的対策に家族信託を活用する提案がなされ、大きく普及し始めた。この流れには、反面で、昨今の成年後見制度の機能不全が影響している。成年後見人による相続税対策を一切認めない裁判所の姿勢は、資産を保有する層からは不満の対象となり、また、親族のみならず専門家の後見人も資産横領等の不祥事を起こし、それを有効に防止できない成年後見制度を見限り、それに代えて家族信託での資産管理を目指す動きなどが、近時の家族信託増加の大きな原因となっている。成年後見制度についても改善の努力が積み重ねられており、このような「後見逃れ」を動機とする信託の利用については、十分な注意が必要である。

(2) 隣接業種等の動きと弁護士界の動き

司法書士界においては、日司連を母体とする上記の2団体の活動が地道に続けられていたほか、近時はそれと離れて信託を業務開拓のツールとして、ハウスメーカーなどと提携した活発な営業活動を行う勢力も生まれている。2016（平成28）年からは、地方銀行等の金融機関が、相当額の報酬を受けながら家族信託のコンサルティングを行う活動が始まり、マイナス金利下で融

資業務以外の活路を渴望する金融機関にこの種業務への参入圧力が高まっている。これについては、果たして銀行法で許容される業務というべきか、弁護士会としては注意すべきである。

弁護士会においては、新信託法施行時から、NPO法人遺言相続リーガルネットワークを設立し、東京弁護士会の法律研究部に遺言相続部を創設するなど、調査研究・人材育成の基盤作りを行い、日弁連では、前記神戸業革シンポ後、継続して信託勉強会にて研究を重ね、2017（平成29）年6月、「信託センター」を設置して弁護士による信託法活用に向けた調査研究・専門知識の普及に着手したところであるが、いまだその動きは十分とは言えず、また、実践例の数においてはまだ他業種等に及ばない実情にある。

(3) 法友会の動き

法友会においても信託活用に向けた機運が急速に高まっている。

2017（平成29）年3月、前記東京弁護士会遺言信託部の有志メンバーらが民事信託に関する本格的な書籍を上梓し、同年9月、同書籍の編著者である法友会所属弁護士を講師として研修会を開催したところ、多数の会員が参加し、熱心に研修に取り組んだところである。

(4) 弁護士における信託への関わりの重要性

新信託法の制定時、国会衆参両院の法務委員会において、福祉信託での弁護士等の専門家の受託可能性を検討すべき附帯決議がなされた。現行の信託業法においては、一定額の純資産を有する株式会社で、免許等を得た信託会社しか信託の受託はできない。信託会社への金融庁の監督は極めて厳しく、これに対応するコストの負担は、福祉信託等には適合していない。

この法改正への動きも引き続き推進するとともに、現実的には家族内で受託する家族信託の設計、監督に弁護士が積極的に関与し、更にその弁護士を育成・監督・援助する役割を弁護士会が積極的に担っていくべきである。

先行する他業種等の努力を侮るべきではないが、民事家事の紛争に全面的に関わることできる唯一の専門職である弁護士こそ、この業務の先頭に立つべきであり、それは国民に対する責任ともいうべきである。

資産承継のいくつかの事例では、遺言等の従来の方策では対処が不能で、信託活用の切実な事例が現に存在しており、施行後10年以上も経た法制度を知らずに助言ができないということは、もはや許されるものではない。

弁護士会、法友会での機運は急速に盛り上がりつつあり、いまこそこの種業務を積極的に推進していくべきである。